

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「美と健康を通じて夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、より良い商品の開発・提供により笑顔あふれる世の中をつくること、Innovation 3.0を実現し、美容業界に貢献すること、また社員の成長・幸せを実現できる会社をすることを経営目標に掲げております。この企業理念と経営目標に基づいて、企業の健全性・透明性を確保し、企業価値の向上を図るためにも、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題のひとつと認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業の社会的責任を果たしながら株主利益を追求し保護することにあると考えます。同時に顧客第一主義を重視し、顧客との揺ぎない信頼関係を築くことが当社の利益につながり株主保護にもなると考えております。また株主の皆様への速やかな情報開示が、公平で透明な経営を行う上での重要な要素と考えております。

#### コーポレート・ガバナンス基本方針

##### 1. 企業理念

当社は、「美と健康を通じて夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮するとともに企業の健全性・透明性を確保し、持続的成長と中長期的な企業価値向上に努めます。

##### 2. 株主の平等

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努めます。

##### 3. 株主総会

当社は、株主総会が最高意思決定機関であるとともに株主との建設的な対話の場であると認識し、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備に努めます。

##### 4. 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を通じて、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、以下の対応を実施します。

- (1) 株主との対話全般については、IR担当取締役を指定し、財務部IR課がその業務にあたります。
- (2) 株主・投資家と信頼関係の構築を図るため、決算説明会及びスモールミーティング等を実施するとともに、投資家からの電話等による個別取材に応じます。
- (3) 株主との対話で得られた意見を取締役会にフィードバックし、企業価値向上に努めます。
- (4) 各部門の有機的な連携を目的とした会議を開催し、適時・適切な情報開示及び株主との対話を促進します。
- (5) IRポリシーを定め、これを公表します。
- (6) 未公表の重要事実が一部の投資家のみを開示されないことがないよう、当社が定める内部者取引管理規程を遵守し、株主との対話を行います。

##### 5. 株主以外のステークホルダーとの関係

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社の顧客、取引先、従業員、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮するよう努めます。

##### 6. 中期経営計画

当社は、中長期的な企業価値向上の実現のため、将来の企業成長に必要な事業戦略等に関する計画について中期経営計画を策定し、これを公表します。

##### 7. 取締役会の責務

取締役は、取締役会の構成員として、取締役会の決議を通じて経営の意思決定に参加するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行います。当社は、取締役会規程及び職務権限規程を定め、取締役会及び取締役の権限及び責任を明確に定めます。

##### 8. 取締役候補の選定

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、当社の持続的成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に取締役候補を選定します。

当社は、社外取締役候補者を選定するにあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準を充足する候補者を選定します。

当社は、取締役会において取締役の選解任について協議するとともに、取締役候補者を選定し、代表取締役が取締役会を代表し監査役会の意見を聴取した後、監査役会の意見を踏まえ、取締役会で再度協議を行い最終の候補者を決定します。

##### 9. 取締役会の規模

当社の規模及び事業の内容から、定款に定める取締役10名以内、監査役4名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。

##### 10. 監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼

に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負います。

#### 11. 監査役候補の選定

当社は、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に監査役候補を選定します。

当社は、監査役会において監査役の選解任について協議するとともに、監査役候補者を選定し、監査役会の同意を得たうえで、最終的に取締役会にて決定します。

#### 12. 取締役及び監査役の報酬

当社は、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内で、個々の職責、業績、経営内容及び経済情勢等を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定します。

#### 13. 取締役及び監査役のトレーニング

当社は、取締役及び監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質、知識等を踏まえ、各取締役・監査役が個別に必要とするトレーニング機会の提供、斡旋及び費用の支援を行います。

#### 14. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、速やかな情報開示が公平で透明な経営を行ううえでの重要な要素と考えており、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、財務及び業務に関する事項を適時・適切に開示します。

#### 15. 関連当事者取引

当社は、当社と役員及び主要株主を含む関連当事者との取引(以下「関連当事者取引」という。)を行う場合は、取締役会での承認を要するものとします。

当社は、関連当事者取引に関する体制を整備するため関連当事者取引管理規程を定めます。

以上

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4】

当社株主における海外投資家の持株比率は、10%以下と相対的に低いと考えており議決権の電子行使及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、外国人持株比率等を踏まえ、検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2】

当社株主における海外投資家の持株比率は、10%以下と相対的に低いと考えており、英文での開示を行っておりません。今後、海外での事業展開状況や外国人持ち株比率等を総合的にみて必要性を検討してまいります。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名と社外監査役3名の併せて4名の社外役員を選任しており、経営の管理監督及び監視機能は十分に機能しているものと判断しております。なお、監査役は、全員社外監査役を選任しております。

#### 【補充原則4-10-1】

当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む取締役6名で構成されております。現状の取締役会の規模においては、任意の委員会を設置することなく、取締役会での議論において重要な事項に関する検討に関わらず広く独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

今後、取締役会の規模が拡大する等により、独立社外取締役の適切な関与・助言を得にくくなった場合は、任意の委員会設置を検討いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現時点では政策保有株式として上場株式を保有しておりませんので、政策保有に関する方針及び議決権の行使に関する基準を策定しておりません。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が関連当事者取引を行う場合の手続の枠組みは、「コーポレート・ガバナンス基本方針」15. 関連当事者取引に記載しておりますのでご参照ください。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金担当部門において運用委託機関から運用状況に関する情報を定期的に取得し確認する等により、当社企業年金の運用状況についてモニタリングを行うとともに、継続的に企業年金を適切に運用及び管理していくため、人材の育成に努めてまいります。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 企業理念、経営目標及び中期経営計画を当社ウェブサイト及び決算資料等に開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンス基本方針を、本報告書に記載しております。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」12. 取締役及び監査役の報酬に記載しておりますのでご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の選解任及び指名を行うに当たっての方針と手続については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」8. 取締役候補の選定及び11. 監査役候補の選定に記載しておりますのでご参照ください。

(5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選定理由については、招集通知にて開示しております。また、取締役・監査役の解任理由につきましては、その重大性を検討し、必要に応じて開示いたします。

#### 【補充原則4-1-1】

経営陣に対する委任の範囲については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」7. 取締役会の責務に記載しておりますのでご参照ください。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」8. 取締役候補の選定に記載しておりますのでご参

照ください。

【補充原則4-11-1】

取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」8. 取締役候補の選定及び9. 取締役会の規模に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性を高め取締役会全体の機能を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する評価を行いましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

1. 分析・評価方法について

「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を取締役会出席者（取締役6名、監査役3名）に対して配付し、その回答結果を参考に取締役会において議論を行い、分析・評価をいたしました。

< アンケートの主な項目 >

- ・取締役会の運営
- ・取締役会の構成
- ・取締役会の役割・責務
- ・その他

2. 分析・評価結果について

(1) 分析・評価結果の概要

当社取締役会の分析・評価において、課題として抽出された項目を含め、以下の観点から、取締役会の実効性が確保できていると評価いたしました。

取締役会の開催回数及び審議時間については十分に時間が確保されており適切である。

取締役会の構成人数及び社外監査役の人数は実質的な審議を行うにあたって適切である。

取締役会上程される決議事項の範囲は適切である。

(2) 評価結果から抽出された課題

取締役会の運営に関して、事前資料配布の更なる早期化、独立社外取締役の増員、経営課題の提示、対応策の審議を充実、各取締役の業績評価を求める意見がありました。

これらの意見を踏まえ、当社取締役会では、資料の事前配布の更なる徹底、独立社外取締役の増員要否についての協議の実施、取締役会及び経営会議に上程する経営課題の情報内容及び協議回数の検討、中期経営計画などと連動させた各取締役の業績評価の検討など、取締役会運営の更なる改善に取り組んでまいります。

3. 今後の対応について

当社取締役会は、上記の分析・評価結果を踏まえ、抽出された課題の改善に取組み、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

また、次年度以降の分析・評価を更に有効なものとするため、「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」につきましても、引き続き、方法、質問内容、評価プロセスなどを検証し、改善を行ってまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」13. 取締役及び監査役のトレーニングに記載しておりますのでご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」4. 株主との建設的な対話に関する方針に記載しておりますのでご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社T・Nソリューション	1,012,900	12.72
株式会社ボンニー	982,000	12.33
田中 昌樹	939,400	11.80
中村 豊	820,900	10.31
田中 順子	223,000	2.80
アジュバンコスメジャパン従業員持株会	200,686	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	130,600	1.64
宮澤 良彦	103,200	1.30
松井 健二	96,300	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	87,800	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2020年3月20日現在の株主名簿に基づき記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三村 淳司	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村 淳司		当社の独立役員に指定しております。	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しているとともに、監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、その豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------



定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に協議、意見交換を通じて連携する体制になっております。内部監査室と監査役は、密に連携しており、情報共有を行っております。また、内部監査室と会計監査人は会計監査人の内部統制監査にあたり、監査情報の交換、共有を行うだけでなく改善状況に関する情報も共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南 正光	他の会社の出身者													
西井 博生	公認会計士													
影田 清晴	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南 正光		当社の独立役員に指定しております。	銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業における内部統制及びコンプライアンス担当としての豊富な経験と知識を有していることから、客観的かつ専門的見地から適切な監査が期待できるためです。
西井 博生		当社の独立役員に指定しております。	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験等を監査体制の強化に活かし、客観的かつ専門的見地から適切な監査が期待できるためです。
影田 清晴		当社の独立役員に指定しております。	弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かし、客観的かつ専門的見地から適切な監査が期待できるためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

2012年2月9日開催の臨時株主総会において、取締役の一部に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

2018年6月15日開催の第29期定時株主総会において、当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明

当社取締役、当社従業員、当社子会社の取締役及び当社子会社の従業員の一部に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役の報酬等の額(2020年3月期)は以下のとおりです。

- ・取締役 支給人員6名 170百万円(社外取締役に対する支給人員1名、支給額5百万円)
- ・監査役 支給人員3名 23百万円(社外監査役に対する支給人員3名、支給額23百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会の決議により決定することとしております。  
また監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個々の監査役の職責に応じ、監査役の協議によって決定することとしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には、取締役会及び監査役会開催時、事前に資料等を配布するよう努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

### ・取締役会

当社は意思決定の迅速化、委任の明確化のため、取締役会は代表取締役社長松井健二を議長とし、中村豊、田中順子、木原栄、中川秀男、三村淳司(社外)の取締役6名(提出日現在)と比較的少数で構成されており、定数は定款にて10名以内と定めております。また、原則として月1回の定時取締役会を開催し、重要な議案が生じた場合には適時臨時取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定と業務執行の監督に努めるとともに、業務執行における指示伝達、問題の共有化及び意見交換を行っております。

### ・監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役南正光(社外)を議長とし、西井博生(社外)、影田清晴(社外)の監査役3名(提出日現在)で構成されております。監査役は、取締役会及び経営会議、必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の意思決定、業務執行を監督するとともに取締役会に監査業務の結果報告を行っております。また、適時内部監査室と内部統制やコンプライアンスについて意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。  
また監査役は、内部監査室および会計監査人と、相互に連携を密にしており、特に内部監査室とは各々の年度監査計画の立案時において協議を行い、相互に助言、情報交換を行っております。

・会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

・経営会議

経営会議は代表取締役社長松井健二を議長とし、取締役、本部長、部長、社外監査役および内部監査室長等で構成され、経営課題等を審議するとともに、業務執行に係る協議及び報告が適宜行われ、業務執行のチェック機能を果たしております。

・内部監査室

内部監査室は、内部監査責任者1名、スタッフ1名を置き、法令の順守状況及び業務活動の効率性などについて、当社各部門および子会社に対し内部監査を実施し、業務改善に向けて具体的に助言・改善提案を行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業統治の体制として監査役設置会社制度及び監査役会設置会社制度を採用しています。取締役が少数であるため、社外取締役1名及び社外監査役3名による取締役会の参加に加え、経営会議への参加を通じて、取締役及び取締役会の業務執行状況の経営監視機能が十分に機能する体制が整うと考え、現状の体制としています。当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針及びその取組み状況は、次のとおりであります。

当社は「美と健康を通じて夢と感動をお届けする」という企業理念のもと、より良い商品の開発・提供により笑顔あふれる世の中をつくること、Innovation30を実現し、美容業界に貢献すること、また社員の成長・幸せを実現できる会社をすることを経営目標に掲げております。この企業理念と経営目標に基づいて、企業の健全性・透明性を確保し、企業価値の向上をはかるためにも、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の一つと認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業の社会的責任を果たしながら株主利益を追求し保護することにあると考えます。同時に顧客第一主義を重視し、顧客との揺ぎない信頼関係を築くことが当社の利益につながり株主保護にもなると考えております。また株主の皆様への速やかな情報開示が、公平で透明な経営を行う上での重要な要素と考えております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、議案について充分ご検討いただく時間を確保することを目的として、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、招集通知発送日前までに当社ウェブサイトにも掲載する方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主に出席していただきやすい日を設定する方針であります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対し、第2四半期決算、期末決算発表後に決算説明会を開催する方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信を中心に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は財務部IR課を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重について、コーポレート・ガバナンス基本方針に規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に関する方針として、IRポリシーを策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、より良い商品の開発・提供により笑顔あふれる世の中をつくること、Innovation30を実現し、美容業界に貢献すること、また社員の成長・幸せを実現できる会社にするを経営目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、取引先、社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを目標としております。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき2010年12月7日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を決議し、2019年4月19日開催の取締役会において一部改定を決議しております。

#### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、取締役、監査役及び使用人を対象に「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践しております。  
・当社は、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを取締役及び使用人に徹底しております。  
・取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的な行動指針となる「内部通報規程」を定め、外部に内部通報窓口を設け、より相談し易い環境を整備しております。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」等関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。  
・取締役会議事録は経営企画課が全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようにしております。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクが発生した場合は、取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握及び対応策を検討できる体制にしております。リスクの未然防止及び危険や緊急事態の発生時の対応については、「コンプライアンス基本規程」「内部監査規程」「リスク管理規程」等の規程に従い運用しております。

#### ・コンプライアンス

当社は取締役、監査役及び使用人の責務、禁止事項及び通報の義務等を定めた「コンプライアンス基本規程」を取締役会で定めております。

#### ・内部監査室

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から当社の健全かつ適切な業務運営に資するために、実効性の高い内部監査の実施に努めております。具体的には、各部門への実地監査を通じて、主として業務上発生する可能性のある事柄(リスク)に対する備えが十分にできているかについて評価し、改善のための助言を行っております。

#### ・リスクマネジメント委員会(経営会議)

企業活動に関するリスクについては、リスクマネジメント委員会(経営会議)が統括しております。経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防対策や活動を推進しております。緊急事態を想定し必要なリスクに関しては対策マニュアルや業務フローを策定し、リスク管理を行っております。

#### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程(「組織・業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等)において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務を行う体制を整えております。

#### (e) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、以下のように子会社の業績及び業務の進捗を管理することにより、グループ企業における業務の適正を確保しております。

・子会社の業績、業務の進捗及び損失の危険が生じる事象について報告させる体制を構築しております。

・定期的な内部監査室による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めております。

・代表取締役社長直轄のもと財務部を事務局とし、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用及び評価を推進しております。

#### (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査役監査規程」を定め、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにしております。

#### (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、「監査役監査規程」を定め、監査役から命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制としております。

・監査役から命令を受けた使用人に関する人事異動、評価については、監査役と事前に協議しております。

#### (h) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、取締役会、経営会議等への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を報告しております。

・監査役の求めに応じ、取締役会付議事項及び取締役会報告事項となる重要案件について、取締役等より報告を受けられる体制を整備しております。

・当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。

#### (i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役会規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため以下の体制を整備しております。

・代表取締役社長と監査役の間で定期的な意見交換会を開催しております。

・監査役からの求めに応じ、監査役、会計監査人及び内部監査部門との間で連絡会を開催しております。

・各種会議への監査役の出席を確保しております。

・監査役が職務の執行について生じる費用等を請求した場合、速やかに処理します。

#### (j) 財務報告の適正性を確保するための体制

・当社は、代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善するための体制を構築しております。

・適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用及び評価にあたり、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定めるとともに、「財務報告に係る内部統制規程」「財務報告に係る内部統制の基本計画書」他関係諸規程、関連文書を整備しております。

(k)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携の上、これに応じないことの徹底を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き」(2007年4月改訂)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当社グループにおける方針・基準等については、「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返し、その内容の周知徹底を図っております。これらの施策により、当社グループの全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に関わる会議体として「経営会議(リスクマネジメント委員会)」を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部総務課とし、暴力団追放兵庫県民センターに加盟するとともに、実務上の業務マニュアルとして、「反社会的勢力対策規程」及び「取引先調査マニュアル」を整備しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る方針及び社内体制の状況は、以下の通りであります。

#### 1. 適時開示体制の整備に向けた取組み

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む。）に対して重要な会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

#### 2. 適時開示担当組織の状況

担当部署名 総務部

情報取扱責任者 取締役管理本部部長兼総務部部長

#### 3. 適時開示手続き

##### (a) 決定事実に関する情報

決定事項に関する情報については、会社法等の法令及び当社「定款」「取締役会規程」「職務権限規程」により全て取締役会付議事項に含まれております。

総務部の担当者が、取締役会付議事項を事前に入手し、適時開示該当事項の有無をチェックし、該当事項があれば開示資料を作成し、取締役会に付議いたします。そして、取締役会承認の後、速やかに開示いたします。

##### (b) 発生事実に関する情報

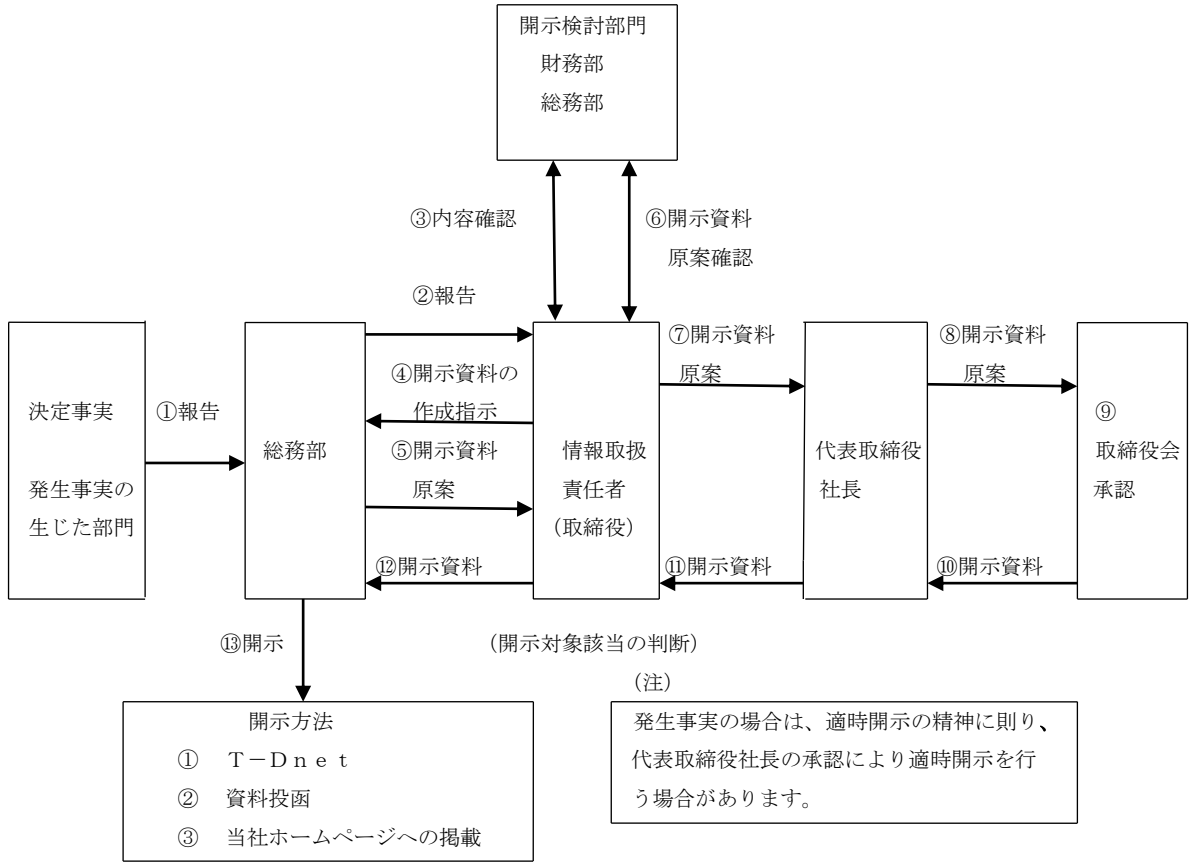
該当事実が発生した場合は、該当部門が総務部担当者に連絡し、連絡を受けた総務部担当者は情報取扱責任者に報告いたします。報告を受けた情報取扱責任者は、開示の要否について代表取締役社長、財務部の各担当者と協議いたします。検討の結果、開示が必要と認められた場合は、情報取扱責任者が、総務部担当者に開示資料の作成を指示いたします。作成された開示資料は、情報取扱責任者が内容を確認し代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得て開示いたします。

なお、案件によっては、適時開示の精神に則り代表取締役社長の専決により開示を行う場合もあります。



【適時開示の体制】

決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー

